

令和5年6月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和5年6月15日

○出席議員 14人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君	13番 岩瀬 義 信 君
14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

10番 戸坂 健 一 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照川 由美子 君	副 市 長 竹下 正 男 君
教 育 長 岩瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君 議 会 係 長 原 隆 宏 君

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算

請願第1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
(産業厚生常任委員長)

議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

## 第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 勝浦市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

発議案第4号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

## 第4 報告

報告第2号 令和4年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和4年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

---

## 開 議

令和5年6月15日(木) 午前10時10分開議

○議長(佐藤啓史君) ただいま出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

---

## 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(佐藤啓史君) 日程第1、議案、請願を上程いたします。

議案第30号、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇]

○総務文教常任委員長(鈴木克巳君) 皆さん、おはようございます。では、議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結

果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月12日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、請願第1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月13日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（佐藤啓史君） 次に、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（佐藤啓史君） 次に、議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。
- 

### 諮問上程・説明・質疑・採決

- 議長（佐藤啓史君） 日程第2、諮問を上程いたします。  
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年9月30日をもって、人権擁護委員・西川辨雄氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、西川辨雄氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

西川氏の経歴を申し上げますと、平成13年3月に立正大学仏教学部を卒業後、僧侶として、鎌倉妙本寺、小湊誕生寺を経て、現在は、勝浦本行寺にお勤めされております。

また、平成31年4月から勝浦市青少年相談員の任に就かれ、地域の青少年の健全育成に貢献されるなど、今後もさらなる活躍が期待されており、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

---

### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第3号 勝浦市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。末吉定夫議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第

3号 勝浦市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、勝浦市議会議員と勝浦市との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第3号 勝浦市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、発議案第4号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第4号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。

また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度に向けての予算の拡充をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

- 1、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、Society 5.0に向けて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育は未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中にはありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や、制度そのものの廃止も検討された経緯があります。

地方財政においても厳しさが増している中、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格

差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ、発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号及び発議案第5号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号及び発議案第5号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第4号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

## 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、報告であります。

報告第2号 令和4年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和4年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第2号及び報告第3号について、申し上げます。

初めに、報告第2号 令和4年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和4年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、デジタル化推進事業のほか、17件に係る経費1億7,574万8,000円を令和5年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第3号 令和4年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、令和4年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、総務費において、一般事務経費の職員人事給与システム改修業務委託料で77万円、自転車駐輪場解体事業の勝浦駅駐輪場解体工事費で346万4,000円を、令和5年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

以上で、報告第2号及び報告第3号の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

---

## 閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第34号及び請願第1号～第2号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第3号～第5号の総括審議
1. 報告第2号～第3号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員